

自家用電気工作物の保安管理業務 仕様書

1 対象施設及び設備

- ①施設の名称 竹原浄化センター  
受電設備の容量 500 k VA  
受電電圧 6,600V
- ②施設の名称 中央第2雨水排水ポンプ場  
受電設備の容量 300 k VA  
受電電圧 6,600V  
非常用予備発電装置

|               |       |
|---------------|-------|
| 発電機定格容量 (kVA) | 250   |
| 発電機定格出力 (kW)  | 200   |
| 発電機定格電圧 (V)   | 440   |
| 台数 (台)        | 1     |
| 原動機の種類        | ディーゼル |

2 業務の内容

経済産業省の定める「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」中の「みなし設置者」として1の施設について自家用電気工作物に関する工事、維持及び運用に関する業務を行う。  
また電気事業法第39条第1項の義務を果たすと共に、次に掲げる事項を履行するものとする。

- (1) みなし設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保全のためにする指示に従うこと。
- (3) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

3 点検の頻度

- (1) 月例点検については、毎月1回以上  
(外観点検、外部温度測定、漏電電流測定、電圧・負荷電流測定等)
- (2) 年次点検については、毎年1回以上(月次点検項目に加える)  
(外観点検、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保安装置動作試験、蓄電池設備、非常用発電装置等)
- (3) 臨時点検については、必要の都度実施  
(高圧機器の内部点検等、受託者が必要と判断したときに実施する。)

(4) 竣工検査については、必要の都度実施

(工事中の電気設備については週一回以上月例点検に要領に準じて巡視、点検等を行う。)

4 電気主任技術者の選任

受託者は経済産業省の定める規定に基づき、電気主任技術者を選任するものとする。

5 報告

受託者は定期的な点検測定及び試験を実施したのち、すみやかに書面により委託者へ点検報告書を提出するものとする。

6 通知義務

電気事故その他異常が発生したとき、又は発生する恐れがあるときはただちに受託者は委託者に通報するものとする。

7 その他

国への届け出に要する一切の費用は受託者の負担とする。